

におい・かおり環境アドバイザー認定講習
令和元年度 募集要項

公益社団法人 におい・かおり環境協会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル1106号

TEL 03-6233-9011 (代) / FAX 03-6862-8854

URL : <https://www.orea.or.jp>

目次

1. 制度の概要	P. 1
1) におい・かおり環境アドバイザーとは	
2) 活動内容	
3) 資格要件	
4) におい・かおり環境アドバイザー補	
2. 認定講習	P. 2
3. 登録制度	P. 2
4. 登録更新	P. 2
におい・かおり環境アドバイザー認定講習について	P. 3
1. 受講資格	
2. 受講日程等	
3. 受講申込み期間	
4. 受講手数料	
におい・かおり環境アドバイザー認定講習・修了試験の詳細について	P. 4
1. 受講申込み方法	
2. 受講申込みに必要な項目の入力	
3. 認定講習内容	
4. 修了試験	
5. 天災時の対応等	
修了試験の合否について	P. 5
1. 合否の通知	
2. 合否判定基準等	
その他	P. 5
1. におい・かおり環境アドバイザー登録申請	
2. 個人情報の取扱い	
3. 臭気判定士の情報利用の許諾	
4. 臭気判定士と同等の能力を有すると認められた者	
におい・かおり環境アドバイザー規程	
におい・かおり環境アドバイザー倫理規程	
受講フォーム	
職歴等フォーム	

1. 制度の概要

1) におい・かおり環境アドバイザーとは

近年、「におい」に関する問題については、工場・事業場からの悪臭問題は一定の改善を見せているものの、飲食店などのサービス業からの悪臭苦情はいまだに相当の件数があり、さらに、住宅などの室内のにおい・かおり、災害時の悪臭、芳香の強さなど、多様な広がりを見せています。このような様々なにおい・かおり問題に対し、柔軟に対応できる人材が求められています。

一方、臭気判定士は、嗅覚測定に関する専門知識だけでなく、嗅覚の特性や悪臭防止法令、脱臭の基礎知識などを有していますが、本来は悪臭防止法に基づく嗅覚測定法を行うための国家資格であり、この業務以外で臭気判定士を名のることは適当ではありません。

そこで、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）は、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを期待して、臭気判定士資格保有者等を対象に、多様なにおい・かおり問題に対応する専門家として自由に広範囲な活動が行える者を認定・登録する「におい・かおり環境アドバイザー」制度を創設いたしました。

◇この制度は人材登録制度であり、国家資格ではありません。

◇本協会の会員に限り専用サイトから登録情報をインターネットで公開することができます。

◇この制度はにおい・かおり環境アドバイザーが自身で活動することを前提としており、本協会から依頼の斡旋をするなど活動の場を保障する制度ではありません。

◇制度の信頼性確保の観点から、倫理規程、違反者への懲戒制度等を設けています。

2) 活動内容

におい・かおり環境アドバイザーの活動範囲は特に限定していません。におい・かおり環境の専門的な知識と経験を活かし、悪臭苦情にとどまらず室内等のかおりなど、依頼者からの様々なにおい・かおり環境に関する相談、原因の分析・調査、対策の立案・実施の助言等を行うことが想定されます。

3) 資格要件

におい・かおり環境アドバイザーは、次の（１）から（４）のすべてを満たす者です。

（１）臭気判定士の有資格者又は同等の能力を有すると認められた者^{注1}

（２）におい・かおり環境アドバイザーとして適した人格を有する者（懲罰等のないこと等）

（３）本協会の実施するにおい・かおり環境アドバイザー資格認定講習を受講し、修了試験に合格した者

（４）におい・かおり環境に関する業務経験（以下「業務経験^{注2}」という。）が2年以上の者

注1：「臭気判定士と同等の能力を有する者の認定試験及び登録のご案内」を参照（<https://orea.or.jp>）

注2：業務経験には、兼務として経験しているものを含む。

4) におい・かおり環境アドバイザー補

業務経験が2年未満の場合は、におい・かおり環境アドバイザー補として認定します。登録後、業務経験が2年以上になれば、申請することでアドバイザーに登録変更できます。

2. 認定講習

におい・かおり環境アドバイザーの認定を希望する者は、協会の指定する受講フォームに必要事項を記入し、職歴等を添えて本協会に認定講習の受講を申込みをします。

認定講習は、におい・かおり環境アドバイザーとして活動するにあたり必要とされる内容を中心とした講習（1日）となります。

講習終了後に、修了試験を受験し、合格基準を満たした者が合格となります。

3. 登録制度

認定講習を受講し修了試験に合格した者が、におい・かおり環境アドバイザーとして活動するには、本協会の登録簿に登録する必要があります。

登録簿記載内容のうち、「氏名」「所属」「専門分野」「活動地域」「活動内容・受託範囲」「経歴」「連絡先（電話、メールアドレス）」等の情報を専用サイトでインターネットに公開できます。なお、公開できるのは協会の会員^{注3}又は会員会社^{注4}の社員に限ります。

公開情報の内容は登録者の自己申告とし、本協会はその内容を確認しません。よって、本協会は内容に責任を持ちません。ただし、依頼者からの指摘等があった場合には、本協会は内容の正確性を適宜チェックし、虚偽や不適当な記述が発覚した場合、削除、修正、登録抹消等の措置を講ずるものとします。

注3：正会員個人、学生会員、賛助（個人）

注4：正会員営利法人、正会員公益法人、公共、賛助（法人・任意団体）

4. 登録更新

におい・かおり環境アドバイザーの登録の有効期間は、5年とします。

登録の更新を受けるためには、資格要件を保持しているほかに、次の条件のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 活動実績等報告書を毎年提出していること。
- (2) 本協会の実施する又は認定する学会、講習会若しくはセミナーへの参加、講演発表又は論文投稿等により、協会が定める一定の自己研鑽ポイントを獲得していること。

毎年提出する活動実績等報告書は、活動（受託）の件数、種類、内容、成果の簡単な概要等、登録者の過度の負担にならないものとします。

ただし、本協会は、虚偽の申請や報告があった場合や、業務に関しその内容がにおい・かおり環境アドバイザーの信用を著しく損なったと認められるとき等は、登録の抹消を行うことができます。

また、更新には、手数料（登録料と同程度又はそれ以下）が掛かります。

1. 受講資格

次の要件をすべて満たす者

- (1) 臭気判定士の有資格者又は同等の能力を有すると認められた者
- (2) におい・かおり環境アドバイザーとして適した人格を有する者

2. 受講日程等

日程：東京会場 令和元年11月18日（月）
大阪会場 令和元年11月22日（金）

時間：受付9時30分
講習10時00分から16時15分
試験16時15分から16時45分

場所：東京会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
住所：東京都渋谷区代々木神園町3-1
最寄り駅：小田急線 参宮橋駅
ホームページ：<https://nyc.niye.go.jp/>

大阪会場 大阪私学会館
住所：大阪府大阪市都島区網島町6-20
最寄り駅：JR東西線 大阪城北詰駅
ホームページ：<http://osaka-shigaku.gr.jp>

定員：東京会場100名、大阪会場80名

3. 受講申込み期間

令和元年9月2日から令和元年10月31日まで

- ※定員になり次第終了（申し込みが多い場合は第3回を開催予定）
- ※申し込みは令和元年9月2日10時から開始（この日より前の申し込みはできません。）

4. 受講手数料（30,000円（税込み））

次の金融機関に納付してください。

金融機関	三菱UFJ銀行／浅草橋支店／普通口座／0826078
名義人	コウエキシャダンホウジン ニ オ イ カ オ リ カンキキョウキョウカイ 公益社団法人におい・かおり環境協会

【注意点】

- (1) 受講手数料の振込手数料は、納付人の負担とします。
- (2) 複数人の受験手数料をまとめて払い込む場合は、その旨を受講フォームの備考欄に記入してください。
- (3) 受講申請の受付後の受講取消しは原則できません。また、納付済みの受講手数料の返還や次回以降への充当も原則できません。
- (4) 請求書・領収書が必要な場合は、受講フォームにある備考欄へその旨を記入してください。

1. 受講申し込み方法

次のEメールアドレス宛に氏名と希望受講会場を連絡してください。

kaori_adv@orea.or.jp

臭気判定士とは違い氏名の入力に使用できる漢字はJIS第1および第2水準としてください。

2. 受講申込みに必要な項目の入力

申込者のEメールアドレス宛に受講フォームを送付します。その受講フォームへ必要事項（臭気判定士番号、連絡先、履歴など）を入力してください。

3. 認定講習内容

午前：におい・かおり環境アドバイザー制度について
アドバイスの基本的な考え方（改善・対応・提案）
関係法令について
午後：アドバイス事例について（屋外編、屋内編）
グループディスカッション
アドバイザー倫理
修了試験

4. 修了試験

試験は講習会内容を理解しているかの確認のため、択一式の問題と小論文問題を行います。

5. 天災時の対応等

地震などの天災その他の事由により、認定講習・修了試験が実施できない恐れがある場合は、協会ホームページ（<https://orea.or.jp>）にて発表します。適宜ご覧願います。なお、試験が実施されなかった場合には、受験手数料を返金します。

交通機関の遅延等やむを得ない事情による遅刻は、認定講習開始から60分までは入室を認めますが、それ以降は入室できません。

修了試験問題は持ち帰りはできません。

修了試験の合否について

1. 合否の通知

令和元年12月下旬を予定しています。

修了試験受験者には合否をEメールで通知します。また合格者の受験番号を協会のホームページに2ヶ月間掲示して発表します (<https://www.orea.or.jp/>)。

なお、電話やメール等による合否への問合せには応じません。

また、発表日から2週間を過ぎても結果通知が届かない場合には、協会までご連絡ください。

2. 合否判定基準等

合否判定基準、正答番号の公表はいたしません。また、問題の内容に関する問合せには一切お答えしません。

その他

1. におい・かおり環境アドバイザー登録申請

修了試験合否のEメールとともに申請方法を連絡いたします。その内容にそって手続きをしてください。

登録には別途10,000円(税込み)が掛かります。

なお、実務経験が2年未満の方はにおい・かおり環境アドバイザー補となります。(アドバイザー補からアドバイザーへの変更登録の費用は掛かりません)

2. 個人情報の取扱い

協会は個人情報を利用目的以外に使用しません。また、法令に基づく場合その他、特別の理由のあるときを除き、第三者に提供しません。

3. 臭気判定士の情報利用の許諾

におい・かおり環境アドバイザーおよびにおい・かおり環境アドバイザー補は臭気判定士の資格を有していることが前提となる資格です。同資格の管理に限り、臭気判定士の登録情報を利用することの許諾をしていただく必要があります。

4. 臭気判定士と同等の能力を有すると認められた者

臭気判定士と同等の能力を有すると認められるには、協会が定める試験に合格する必要があります。試験の詳細は「臭気判定士と同等の能力を有する者の認定試験及び登録のご案内 (<https://www.orea.or.jp/>)」を参照してください。

におい・かおり環境アドバイザー規程

制定：平成 30 年 12 月 1 日

改正：平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、におい・かおり環境に関する様々な課題に対し、課題解決に向けた的確なアドバイスができる高度な知識と豊富な経験を有する者をにおい・かおり環境アドバイザーとして認定することにより、生活環境の保全と良好なにおい・かおり環境の形成に寄与することを目的とする。

(資格要件)

- 第 2 条 におい・かおり環境アドバイザーとは、次の各号に掲げる要件を全て有する者であって、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）に登録された者をいう。
- 一 悪臭防止法第 12 条に規定する臭気測定業務従事者（臭気判定士免状の交付を受けている者。以下「臭気判定士」という。）又は同等の能力を有すると認められた者
 - 二 におい・かおり環境アドバイザーとして適した人格を有する者
 - 三 第 4 条第 2 項に定める認定講習を受講し、修了試験に合格した者
 - 四 におい・かおり環境に関する業務経験（以下「業務経験」という。）が 2 年以上の者
- 2 前項の第 1 号から第 3 号までを満たす者であって、業務経験が 2 年未満の者は、におい・かおり環境アドバイザー補（以下「アドバイザー補」という。）として登録される。
- 3 アドバイザー補は業務経験が 2 年以上と認められた場合、当該人の申請に基づき、におい・かおり環境アドバイザーとして登録変更することができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、本協会の臭気対策アドバイザー規程により登録された臭気対策アドバイザーは、当該人の申請に基づき、におい・かおり環境アドバイザーとして登録することができる。
- 5 におい・かおり環境アドバイザー（アドバイザー補を含む。以下同じ）として登録されたものは、本資格を名乗り、依頼者からの依頼に応じ、におい・かおり環境に関する様々な課題に対し活動することができる。

(委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、本協会に、(におい・かおり環境アドバイザー認定委員会(以下「委員会」という。))を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内により構成する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員は、学識経験者及び実務経験者の中から会長が委嘱する。
- 5 委員会には、委員長をおくこととし、委員の互選によるものとする。
- 6 委員会は、登録審査のための認定講習及び審査基準の詳細に関して、本協会に提言する。
- 7 委員会は、認定講習修了試験の結果等に基づき、認定の審査を行う。
- 8 委員会は、その他におい・かおり環境アドバイザー制度の運用に関する事項について検討を行う。

(認定講習)

第4条 (におい・かおり環境アドバイザーの認定を希望する者は、認定講習申込書及び経歴書に必要事項を記入し、認定講習料の納付を証する書類を添えて、本協会に申し込むものとする。

- 2 認定講習の実施にあたって必要な事項は会長が別に定める。

(登録等)

第5条 第4条第2項の認定講習を受講し修了試験に合格した者及び臭気対策アドバイザーは、登録申請書に必要事項を記入し、認定講習修了証(臭気対策アドバイザーは不要)、登録料の納付を証する書類を添えて、本協会に登録を申請できるものとする。

- 2 本協会は、申請の審査が完了し、第2条の資格要件を満たすと認められる者を認定し、登録するとともに、登録証書を交付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。
- 4 (におい・かおり環境アドバイザーとして登録された者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その登録は効力を失う。
 - 一 臭気判定士(同等の能力を有すると認められた者を含む)であることをもって第2条第1項第1号の要件を満たした者が、臭気判定士でなくなったとき
 - 二 臭気対策アドバイザーであることをもって(におい・かおり環境アドバイザーとして登録した者が、臭気対策アドバイザーでなくなったとき
- 5 登録の申請、審査及び失効について必要な事項は、会長が別に定める。

(変更)

第6条 アドバイザー補として登録された者の業務経験が2年以上となった場合は、登録変更申請書に必要事項を記入し、経歴書及び変更登録料の納付を証する書類を添えて、本協会に登録変更の申請を行うことができる。

2 変更について、必要な事項は会長が別に定める。

(更新)

第7条 登録証書の有効期間の更新を受けようとする者は、登録証書の有効期間が終了する日までに本協会に更新を申請することができる。

2 前項の更新を受けるためには、第2条第1項第1号及び第2号の要件を満たしているほか、次の各号を満たさなければならない。

- 一 活動実績報告書を毎年提出していること。
- 二 登録期間内において一定の講習会等への参加などの自己研鑽を行っていること。
- 三 その他、本協会が必要と認めた事項

3 更新について、必要な事項は会長が別に定める。

(公表等)

第8条 本協会は、におい・かおり環境アドバイザー登録簿を作成し、管理するものとする。

2 本協会は、におい・かおり環境アドバイザー登録に関する事項のうち、当協会の会員が公表することを希望し、広く周知を図る必要があると認められる事項について当協会のホームページ等で公表するものとする。

(におい・かおり環境アドバイザーの責務)

第9条 におい・かおり環境アドバイザーは、におい・かおり環境に関する専門家として、高い職業倫理のもと、様々な課題の解決に取り組まなければならない。

2 におい・かおり環境アドバイザーは、毎年、実施した活動について本協会に報告するとともに、その経験を広く普及するよう努めなければならない。

3 におい・かおり環境アドバイザーは、常に新たな知識の習得に努め、様々な課題に対し対応できるよう研鑽に努めなければならない。

4 におい・かおり環境アドバイザーは、自らの責任においてその活動を行わなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 本協会は、登録申請において、虚偽の申請や報告があった場合、及び以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該におい・かおり環境アドバイザーの登録を取り消すものとする。

一 におい・かおり環境アドバイザーとしての業務に関し、本協会の定める「におい・かおり環境アドバイザー倫理規定」に違反する重大な不正行為があった場合

二 本制度の社会的な信頼性を欠く行為を行った場合

2 本協会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該におい・かおり環境アドバイザーに取り消した旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、遅滞なく本協会にその登録証を返納しなければならない。

4 登録を取り消された者は、登録取消日から起算して2年間は、第5条の登録をすることができない。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則) (平成30年10月18日第2回通常理事会)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

(附則) (平成31年3月13日第3回通常理事会)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

におい・かおり環境アドバイザー倫理規程（内規17号）

におい・かおり環境アドバイザー規定第10条第1項第1号に規定する「におい・かおり環境アドバイザー倫理規程」を内規として次のとおり定める。

（使命及び社会的責任）

第1条 におい・かおり環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、資格の目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応え、つねに品位の保持に努め、強い責任感をもって、職務完遂を期する。

（社会的信用の維持）

第2条 アドバイザーは、常に公正かつ誠実に業務に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の順守）

第3条 アドバイザーは、関連法令及び本協会の規定及び内規を厳格に順守し、社会的規範にもとることなく、適正に業務を実施しなくてはならない。

（真実性の確保）

第4条 アドバイザーは、客観的かつ事実に基づいた情報を用い、公正な分析と判断及び技術的良心に基づいて行動する。

（契約の適切な履行）

第5条 アドバイザーは、依頼者との間で締結した契約に従い、信義誠実の原則に従い業務を実施し、当該業務遂行上両者間で紛争が生じないように努める。

（秘密の保持）

第6条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（データ使用、提供）

第7条 アドバイザーは、業務上得られたデータを指示目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（他の専門家等との協力）

第8条 アドバイザーは、その業務に役立つときは、進んで他の専門家あるいは特殊技術者と協力することに努める。

（資質の向上）

第9条 アドバイザーは、本協会が実施するセミナーに参加するなど、常に、臭気対策に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

（附則）

この内規は、平成31年3月14日から施行する。

受講フォーム

申込情報入力

入力内容確認

仮登録完了

申込確認メールのチェック

申込手続完了

! 下記の申込情報を入力下さい。

会員区分情報

申込日 2019.08.21

会員区分*

基本情報

会員名 姓 名

例 鈴木 例 一郎

フリガナ 姓 名

例 スズキ 例 イチロウ

ローマ字 姓 名 敬称

例 SUZUKI 例 ICHIROU 例 Mr. Dr.

生年月日 例 1955.12.1 性別 男 女

メールアドレス*

メールアドレス(確認用)*

郵送物送付先* 勤務先 自宅 請求送付先* 勤務先 自宅

自宅情報

国内-海外区分 国内 海外

郵便番号 〒から住所検索

住所

住所には都道府県名を入力しないで下さい
最大3行まで入力が可能です。

電話番号 「-」を入れて下さい 携帯番号 「-」を入れて下さい

FAX番号 「-」を入れて下さい

入金処理

入金日

入金先区分 入金額

備考

備考

拡張項目

臭気判定士情報

免状番号

有効期限 (自)

有効期限 (至)

添付資料

添付ファイル* 参照... ファイルが選択されていません。職歴等を添付してください

職 歴 等

氏 名	
最終学歴	(年月日) (学校名)
職 歴 (学生の場合 は学歴)	(年月日) (組織名・所属など)
上記職歴のうち悪臭対策に従事した内容の説明 (紙面が不足する場合は別紙にしてください。)	業務経験 年
資 格	(取得年) (資格名)
賞罰の有無、業績、論文など参考となる事項	環境法令違反等の有無 あり なし